

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 2月 16日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第5号

佐用町任意予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町任意予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 2月 16日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町要綱第5号

佐用町任意予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町任意予防接種事業実施要綱（平成22年佐用町要綱第18号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「のうち、肺炎球菌ワクチンの対象者」を「に該当する場合」に改める。

別表肺炎球菌ワクチンの項を次のように改める。

肺炎球菌ワクチン	満65歳以上の者	1回
	人工透析を受けている者等	

別表中「定期予防接種四種混合ワクチン」を「定期予防接種五種混合ワクチン」に改め、同表高齢者水痘ワクチンの項対象要件の欄及び同表帯状疱疹ワクチンの項対象要件の欄中「定期予防接種対象外の者で」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年3月31日以前に肺炎球菌ワクチンを接種した者で、接種したワクチンが定期接種（定期接種と同種ワクチンの任意接種含む。）のみである場合は、令和8年4月1日以降、肺炎球菌ワクチンを1回接種可能とする。